

新年は1月7日(金)より  
業務を行います

事務所HPアドレス  
<http://homepage3.nifty.com/tosoho/>

事務所だより

**カッとび**

発行  
**東葛総合法律事務所**  
編集責任者 宗 みなえ  
〒271-0092  
千葉県松戸市松戸1281-29  
住友生命松戸ビル5階  
電話 047-367-1313(代)  
FAX 047-367-1319

# あけましておめでとうございます 2011年 元旦



友の会旅行 松井農園にて(長野県小諸市)

**「カッとび」**

法務大臣の発言には仰天しました。大臣どころか議員の資質を欠如していると思います。失言よりは違うものを感じた人たちは多くおられたのではないかと思います。

くるくる変わる政権の中で、政権からも政党からも理念も見えなくなっています。混沌とした先の見えない社会の中で作られる風潮は利那的で応報的な風潮のように思います。

私たちは、平和国家の確立という崇高な理念を掲げています。応報的風潮はこの理念をむしろみまします。

私たちは、今年、平和な社会つくりのために何をすべきか、どのような政治を目指すべきか熟慮して行動をしましょう。

## 東葛総合法律事務所

代表 弁護士 蒲田 孝代

弁護士 福富美穂子

弁護士 齋藤雅子

弁護士 田中淳哉

弁護士 宗 みなえ

弁護士 萩原得誉

弁護士 長浜有平

事務局長 小久保雅弘

事務局員一同

裁支部  
地浦支  
水戸土

# えん罪・布川事件 自由を取り戻す日に

3月16日 判決

弁護士 福富美穂子



### 正義の名に恥じない判決を(杉山さん) 歴史の批判に耐えうる判決を(桜井さん)



記者会見にて (2010年12月10日 撮影 横川明夫さん)

平成二十二年は「再審公判」の一年でした。最高裁の特別抗告棄却を受けて、土浦での再審公判がスタートしたのは平成二十二年七月でした。公判は月に一回のペースで合計六回。事件当時、現判は月に一回のペースで十一月には検察官の論告・求刑が行われました。検察官は三時間半の持ち場付近で「杉山さんでは「被告人兩名を無期懲役とすべき」と締めくくりました。この論告は、「白白は信用できる」と繰り返して、これまで再審請求審においてことごとく崩された証拠を恥ずかしげもなく使って二人を有罪とするもので、全く説得力を持たないものであったことは言うまでもありません。二人の無罪を示す数々の証拠を隠し、あるいは改ざんし、法廷では捜査官が偽証までして得た有罪判決が正しいとする検察官の正義はどこにあるのでしょうか。大阪地検特捜部の証拠改ざん事件が明るみに出た際に「前代未聞」と大々的に報じられましたが、「前代未聞」なのではなく、昔から何の反省もなく同じ過ちを繰り返して

きているだけなのです。公判最終回の十二月は弁護人の弁論期日。あまりにハードな仕事だったせいか期日の二日前に日弁連のパソコンがダウンし、あわや当日弁論の原稿が印刷できていない！という大惨事(?!?)に直面するかとこの緊迫した状況になりましたが、弁護団と日弁連事務局の早朝・深夜に及ぶ作業の結果、当日、無事に三百五十ページに及ぶ弁論要旨を裁判所に提出することができました。

弁護団の弁論要旨朗読が終わわり、裁判官から「最後に言いたいことがあれば言ってください」と促された桜井さん・杉山さんは、それぞれ最終意見陳述を行いました。自らの過去の過ちを反省するくだりでは涙で言葉が詰まらせた桜井さん。家族が違法な捜査・取調べで犯人にされ人生を奪われたらあなた方はどうされるのか？と強い口調で検察官に迫った杉山さん。二人は五分間という、四十三年の思いを語るにはあまりに短すぎる時間の中で、堂々と無実を訴え、検察官を糾弾し、「正義の名に恥じない」(杉山

### 事務局リレートーク

## 布川事件の裁判を傍聴して 43年前の真実が...

事務局長 小久保雅弘



昨年九月十日、十一日の布川事件・全国現地調査に参加し、水戸地裁土浦支部で再審公判の傍聴の機会を頂きました。今回は、再審開始をする東京高裁決定の根拠となった目撃者証人(七十歳の女性)の尋問でした。証人は当事者の桜井さん、杉山さんに一礼を

して着席。尋問が始まりました。弁護団は、四十三年前当時の現場図面をスライドで示し、被害者宅前を通った時間や理由、目撃した時の様子などを質問しました。とても丁寧でやさしく、証人の緊張を解くように話しかけていたのが印象的でした。証人が、一時間半余りも一生懸命に思い出そうとしながら答えている姿は、気の毒にさえ思えました。一九六七年八月二十八日の当夜、殺害された玉村さんの勝手口にいた男性は、の質問に「若くて背は高かった」「顔は良く見えた。普通の髪でほうずではない。」その男性は杉山さんか。「違う。ずっと細かった」と、ためらうことなくはっきりと否定しました。「杉山さんのことは親戚の家に遊べん。判決は平成二十三年三月十六日午後一時半。この日が「無罪判決」によって二人が本当の自由を取り戻す日になることを弁護団は確信しています。そして、この無罪判決に決して検察官が控訴などしないように、一日も早くこの無罪判決が確

びにきていたことがあり、知っていた。「なんで〇〇さん(法廷では知人の実名)がそこに立っているのかな」とも。四十三年前の真実が蘇るようでもう鳥肌が立ちました。証人も、忘れることのない記憶になってしまっているようで胸が痛みます。

新しい年を迎え、今春皆様と共に歓喜の声を上げられることを楽しみにしつつ、今年も変わらぬご支援をいただきますようお願い申し上げます。

随想

「周南ふるさと大志」  
に選ばれ：

弁護士 蒲田孝代

「周南ふるさと大志」  
に選ばれましたという電  
話がかかってきた。

「えーと、あなた様ほど  
ちら様で…」などと、と  
んちんかんな対応をして  
いると、突然幼なじみの

Y君が電話口には「たかちゃん！俺！俺  
の故郷ではない。単に中  
学校を卒業しただけの町  
なのだけど…」

Y君はこの市の何か役  
職についているらしく、  
市は工業都市にはかり目  
を向けるのではなく過疎  
地を活性化する工夫をし  
ているのだそう。

その工夫の一つに「ふ  
名な映画監督やユネスコ

るさと大志」という構想  
が生まれ、都会で活動す  
る出身者に意見や知恵を  
もらうということらしい  
のだ。

弁護士なんてそんな役  
には立ちそうにないよね  
などとぐすくす不満を言  
おうとしたら、Y君、「ガ  
ハハ」と笑い、「選ばれ  
ただだからしょうがない  
ぜよ」「頼むぜ」とひど  
く筋の通らないことを言  
って聞く耳が無い。おま  
けに顔合わせの出席の約  
束まで。

私はY君の話にかすか  
に下心が働いてしまいが  
有名映画監督やユネスコ

私は多くのアルバイト  
をしていたのですが、そ  
の中で疑問に感じたのが、  
多くの会社に、顧客を騙  
すような点など、自分の  
良心に反するようなこと  
が多々あったという点で  
す。さらに恐いのが、少  
し慣れてしまえば、その  
状況が当然のように感  
じられてしまい、自分  
自身の良心が麻痺してし  
まいがちだということだ  
した。

また、私は最終的に一  
つの会社で契約社員とし  
て働くことになったので

の活動をしている人、環  
境エネルギー政策の学者  
有名な脚本家などに会う  
だけの為に出席した。

「大志」の人たちの故  
郷思いの情熱！具体的な  
提案が次々と出された。  
世界的な環境エネルギー  
の方向と里作りのあり方  
への意見、高齢者の安心  
生活への具体的な提言も  
ともかくも活発で前向き  
私には穴があいたら入りた  
かった！

やっぱり、Y君、私、  
適任じゃあないよ！でも  
彼は容赦しない。「故郷  
に恩返ししろよな！」と  
ぶつんと電話は切れた！

ですが、正社員とは給与面  
の他に有給等、待遇の大  
きな違いがありました。  
当時は法律の仕組みなど  
全くわかりませんでした  
が、これらの状況が何と  
かならないものかと漠然  
と考え、法律を学びたい  
と考えるようになり、大  
学受験をすることにしま  
した。

その頃はフルタイムで  
働いていたので、勉強に  
専念できる環境であった  
弁護士になるための勉強  
よりも、この大学受験の  
方がより大変であった印

裁判員裁判  
弁護士として  
問題点を実感  
弁護士 齋藤雅子



二〇一〇年九月、弁護  
人として裁判員裁判を体  
験しました。事件は、一  
昨年九月に発生した殺人  
事件。事実関係に争いは  
なく、刑罰の重さを決め  
るにあたり、被告人が殺  
意を抱いた背景が重要で、  
その点を理解してもらう  
象が残っています。そん  
な私を生活面や仕事面、  
精神面で暖かく支えてく  
れたのは、フリーター仲  
間でした。彼ら彼女らと  
の出会いが今の自分の原  
点であるという気持ち  
とても強くあります。

様々な面で未熟な私  
ですが、一つ一つの事件に  
誠心誠意全力で向き合い、  
一人一人の依頼者、相談  
者の方と共に問題の解決  
を図っていきたくと考え  
ております。どうぞよろ  
しくお願い致します。

ための弁護士活動(情状弁  
護)を行う裁判でした。  
まず、裁判前には裁判  
所・検察官・弁護人の間  
で、争点や証拠を整理す  
る公判前整理手続が行わ  
れます。本来、刑事裁判  
では、「起訴状一本主義」  
がとられ、予断排除のた  
め、裁判所は、裁判まで  
は起訴状に書かれた事実  
以外に触れることはない  
仕組みでした。しかし、  
この公判前整理手続によ  
って、裁判所は、証拠  
そのものは目にしないも  
の、検察官や弁護人の、  
主張・提出される証拠等  
の多くの情報を得ていま  
した。この手続の間に、  
約一年もの時間が経過し  
てしまいました。

裁判一日目の午前中に  
は、裁判員選任手続があ  
りました。そこに出頭  
した裁判員候補者は、呼  
出通知を受け取った全候  
補者のうち、三割強に留  
まり、当初の発表と異な  
る「低い出頭率」を目的  
に、出頭した候補者の中  
にも、「殺人事件を裁く

なんて無理。「人の人生  
を決められない。」とい  
理由で辞退を希望する人  
が複数いましたが、結局  
選任されてしまった人も  
おり、その裁判員にとっ  
ては大変な経験だったの  
ではないかと思えます。

その後行われた裁判で  
は、裁判員を意識し、分  
かりやすさを考えて弁護  
活動を行ったという点で  
は、良い経験であったと  
感じていますが、この「分  
かりやすさ」が証拠の厳  
選に繋がりが、検察官の提  
出する証拠が、数ある証  
拠のうちのごく一部、し  
かも、そこから検察官が  
必要な部分を抜き出して  
つなぎ合わせた(創作し  
た)書面が中心となつて  
おり、裁判員の目に触れ  
る証拠は、ごくわずかで  
した。また、検察官から  
被害者の遺体の写真が提  
示されましたが、それ  
を目にした裁判員の表情は  
とても険しいものでした。

このような裁判を経て、  
評議・判決がなされたの  
ですが、記者会見にに応じ  
た裁判員からは、「裁判  
員の意見が入る余地は  
なかった。」との感想が  
多かった。裁判員裁判の大変さ、  
多くの問題点を実感した  
一年間でした。

新人弁護士  
長浜有平です  
働く中で弁護士を志す



昨年十二月に事務所  
に加わりました長浜有平  
と申します。私は生まれ  
てから高校を卒業するま  
での十八年間及びその後  
いわゆるフリーターをし  
ていた二年間を横浜で過  
ごし、それから大学及び  
大学院は東京の多摩で過  
ごして今に至ります。

今述べましたように、  
私は、高校卒業後の二年  
間、フリーターをしてお  
りました。そして、働く  
中で色々と思うところが  
あり、弁護士を志すよう  
になりました。

私は多くのアルバイト  
をしていたのですが、そ  
の中で疑問に感じたのが、  
多くの会社に、顧客を騙  
すような点など、自分の  
良心に反するようなこと  
が多々あったという点で  
す。さらに恐いのが、少  
し慣れてしまえば、その  
状況が当然のように感  
じられてしまい、自分  
自身の良心が麻痺してし  
まいがちだということだ  
した。

また、私は最終的に一  
つの会社で契約社員とし  
て働くことになったので

# 現行保育制度を破壊する 「子ども子育て新システム」

弁護士 田中淳哉



者が直接契約を結ぶとされ、市町村は具体的な入所に責任をもちません。保護者は自力で入園先をみつけない限りならず、貧困家庭や障がい児の排除が懸念されます。

政府が急ピッチで準備する「子ども・子育て新システム」は、現行保育制度を破壊するものです。児童福祉法は、市町村の保育実施義務を明確に定めていますが、新システムでは、保護者と事業

得に応じた応能負担から、利用内容に応じた応益負担へと変わります。公定価格を基本としつつ附加的なサービスにつき自由価格を徴収できるとされており、保護者の資力次第で特定の教育や保育を受けられない子がでてくることとなります。

「産業構造ビジョン」は露骨に保育をビジネスチャンスと捉えており、新システムはこれをうけて、営利企業の参入促進のために運営費を他事業に活用することを認めます。利益を優先すれば必然的に人件費等の経費削減となり、保育の質の低下につながります。

減となり、保育の質の低下につながります。新システム導入の口実とされているのは、待機児童の解消や「幼保一体化」の実現です。しかし、待機児童対策は保育所の増設に尽きます。また「生活の場」である保育園と「教育の場」である幼稚園とは本質的に異なる施設です。両者を「たたくつつける」だけでは一体化の意義は失われます。

保育制度改革は子どもの成長や幸せを基本的な視点に据えてすすめるべきです。

## 司法修習生 給費制復活に 向けて

弁護士 萩原得誉



一、「最高千二百万円、平均三百十八万円」

この数字、実は、平

成二十一年に口弁連が調査した司法修習生（平成二十一年十一月採用予定者）が法科大学院で貸与を受けた奨学金の額、すなわち借金なのです。二、給費制と貸与制 司法試験合格者は、一年間の司法修習を経て法曹になります。今までは、修習期間中、国から給与が支給されていましたが（給費制）、平成二十二年採用の司法修習生から、給与が支給されなくなり、希望者に対して国が一定額を貸し付ける制度（貸与制）に移行することに

なっていました。司法修習中は、アルバイト等が禁止されているため、金銭的余裕のない修習生は、奨学金の他に、年間で約三百万円の債務を背負わざるを得ないこととなるのです。三、新人弁護士が多額の借金を抱えることの意味 このように、多額の借金を抱えた身では、自身の生活のため、冤罪事件や労働事件のような「お金になりにくい」事件よりも、「お金になる」事件を優先せざるを得なくなってしまう。人権

の護り手という、弁護士が本来あるべき姿が失われてしまうことが危惧されるのです。四、給費制の復活へ この一年間、関係者が一丸となってこの問題を訴え続けた結果、緊急の措置として、給費制が一年間だけ継続されることとなりました。しかし、給費制が廃止されたままであることに変わりはなく、給費制の完全な「復活」に向けて声を上げていく必要があります。

## 友の会 コーナー

友の会は昨年新企画として六月に「茶話会」と十一月に「パーベキュー大会」を行いました。「ためになる講座」で



友の会の忘年会（ザ・クレストホテル柏）

は初めての試みとしてグループに分かれて議論する形を取り入れました。恒例の旅行には三十九名、忘年会（写真）には七十名の方の参加がありました。今年夏の旅行は七月二日～三日、中央アルプスの千畳敷カールに行く予定です。興味のある方連絡を待っています。〇四七（三三六七）一三三三三 中河・富田まで

## 編集後記

「カッとび」表紙写真に使うホワイトタイガーを撮るため某埼玉県の動物公園に通った日々から 記事内でも紹介しましたが、去る十二月から事務所に新しい仲間が加わりました。きつと爽やかに 既に一年が経過したので すね。しみじみ。 \* 長より (SO)

布川事件記録映画完成  
「ショージとタカオ」  
松戸で先行上映会&  
トークショー

2011年2月12日(土)  
午後1時～

松戸市民劇場ホール  
(松戸駅西口徒歩5分)

前売り1,000円  
(当日1,200円)

主催  
東葛総合法律事務所  
同 友の会

連絡先(前売り申込み)  
047-367-1313

制作・井手洋子さん(映像ディレクター)

桜井さんと杉山さんが1996年に仮釈放されてからの14年間にわたるお二人の記録映画です。前半は29年ぶりに社会に戻ってとまどう姿が。そして二人の口からなぜ「自白」をしたのか... 後半は裁判の行方など、密着取材がテンポ良く展開されます。友の会でブログを立ち上げました。ご覧下さい。  
[http://blog.goo.ne.jp/tosoho\\_tomo](http://blog.goo.ne.jp/tosoho_tomo)